名古屋市公報

令和 6年 4月10日　　第248号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局行政ＤＸ推進部法制課長

目　次　　ページ

条　例

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例　（財政・税制課）（第39号）　4

規　則

○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則　（財政・税制課）（第62号）　8

告　示

○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5及び第45号の6の市長が告示する機関について　（住都・建築指導課）（第192号）　12

○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5及び第45号の6の市長が告示で指定する建築物について　（住都・建築指導課）（第193号）　14

○ 市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することとした判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を定める告示の一部改正について　（住都・建築指導課）（第194号）　15

○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について　（住都・建築指導課）（第195号）　16

○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について　（住都・建築指導課）（第196号）　18

○ 占用工事の費用算出基準　（緑土・道路維持課）（第197号）　20

○ 固定資産の価格等の登録　（財政・固定資産税課）（第198号）　25

○ 令和 6年度包括外部監査契約の締結について　（監査・監査管理課）（第199号）　26

○ 指定居宅サービス事業者等の指定　（健福・介護保険課）（第200号）　28

○ 指定居宅サービス事業者等の廃止　（健福・介護保険課）（第201号）　31

教育委員会告示

○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について　（第10号）　34

上下水道局告示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始　（第 7号）　36

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第39号）

1　改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）等の一部改正に伴い、規定の整理等を行います。

(1) 個人の住民税の特別税額控除が実施されることに伴い、規定の整備を行います。（附則第27条及び第28条関係）

(2) 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関する規定の整理を行います。（附則第 9条から第10条、第12条、第14条から第14条の 2の 2及び第14条の 4関係）

(3) アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の徴収方法の見直しに伴い、規定の整備を行います。（市税条例目次、第54条、第56条の 2及び第59条の 2関係）

(4) その他規定の整理を行います。（附則第14条の 6関係）

2　施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3条に基く行政協定の実施に伴う名古屋市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和27年名古屋市条例第28号）は、廃止します。

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第62号）

1　改正内容

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の改正に伴い、軽自動車税の種別割の証紙徴収に係る様式を追加します。（第64号様式及び第65号様式関係）

2　施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3条に基く行政協定の実施に伴う名古屋市市税条例の臨時特例に関する条例施行細則（昭和27年名古屋市規則第51号）は、廃止します。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年４月１日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第39号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」の次に「・第56条の２」を加える。

第54条第３項中「第445条第１項の規定」の次に「又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第３条の規定」を加える。

第２章第３節第３款第１目中第56条の次に次の１条を加える。

（種別割の税率の特例）

第56条の２　合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第２条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。第59条の２第１項において同じ。）の所有に係る軽自動車等に対して課する

種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、１台について、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車　年額　500円

(2) 軽自動車

ア　２輪のもの（側車付のものを含む。）又は３輪のもの　年額　1,000円

イ　４輪以上のもの　年額　3,000円

(3) ２輪の小型自動車　年額　1,000円

第59条の次に次の１条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第59条の２　合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る軽自動車等に対して課する種別割の徴収については、前条の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法による。

２　前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収する場合には、種別割の納税者は、本市が発行する証紙を市長から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。この場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済印の押印を受けたときに完了するものとする。

３　前項前段に規定する場合においては、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付をした後納税済印の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

附則第９条の前の見出し及び同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第９条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第21条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、附則第12条、附則第14条の前の見出し及び同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第14条の２中「附則第14条」を「附則第21条」に、「令和３年度から令

和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第14条の２の２（見出しを含む。）及び附則第14条の４中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第14条の６第12項中「附則第15条第25項第２号」を「附則第15条第25項第３号」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第３号」を「附則第15条第25項第４号」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を第17項とし、第19項を第18項とする。

附則に次の２条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除等）

第27条　令和６年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除その他の特別税額控除に関する特例については、法附則第５条の８から第５条の11までに規定するところによる。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第28条　令和７年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除については、法附則第５条の12に規定するところによる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の名古屋市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和５年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

３　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課す

る固定資産税又は都市計画税については、この条例による改正前の名古屋市市税条例附則第14条の６第15項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第３条に基く行政協定の実施に伴う名古屋市市税条例の臨時特例に関する条例の廃止）

４　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第３条に基く行政協定の実施に伴う名古屋市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和27年名古屋市条例第28号）は、廃止する。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年４月１日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第62号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第33条第64号及び第65号を次のように改める。

(64)　軽自動車税（種別割）証紙　　第64号様式

(65)　納税済印　　第65号様式

第64号様式及び第65号様式を次のように改める。

第64号様式

<table>
<tr><td rowspan="3">車 種
(Type)</td><td colspan="3">1 二輪小型自動車(Two-wheel Small-size Automotive Car)</td></tr>
<tr><td colspan="3">2 軽自動車(Light Automotive Car)</td></tr>
<tr><td colspan="3">3 原動機付自転車(Autobicyle)</td></tr>
<tr><td>標識番号
(Plate No.)</td><td>No.</td><td>車両番号
(Car No.)</td><td>No.</td></tr>
<tr><td colspan="4">軽 自 動 車 税 (種 別 割) 証 紙
(STAMPED CERTIFICATE)

税額(Amount of Tax) ￥ 円

課税年度(Taxation Year) 年度
交付年月日(Date Issued) 年 月 日

名古屋市
(THE CITY OF NAGOYA)

納税済印</td></tr>
</table>

〔備考〕　証紙の大きさは、縦50ミリメートル、横90ミリメートルとする。

第65号様式

〔備考〕１　印の大きさは、直径25ミリメートルとする。
　　２　年月日の数字は、アラビア数字とする。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第３条に基く行政協定の実施に伴う名古屋市市税条例の臨時特例に関する条例施行細則（昭和27年名古屋市規則第51号）は、廃止する。

名古屋市告示第192号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5及び第45号の6の
市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の5及び第45号の6の市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、令和4年名古屋市告示第566号は廃止します。

令和6年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1　一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住宅部分」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅（非住宅部分を含むものに限る。）における住宅部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
2　一戸建の住宅以外の建築物のうち住宅部分を含まない建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における非住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判

	定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3　1及び2以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第193号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5及び第45号の6の
市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の5及び第45号の6の市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、令和3年名古屋市告示第224号は廃止します。

令和6年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、条例第17条第45号の5及び第45号の6の申請を行う建築物とする。（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合している場合に限る。）

1　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

2　BELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第194号

市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することとした判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を定める告示の一部改正について

平成29年名古屋市告示第244号（市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することとした判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日について）の一部を次のように改正します。

令和6年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第195号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、令和3年名古屋市告示第225号は廃止します。

令和6年4月1日

名古屋市長　河　村　た か し

1　条例第17条第45号の10及び第45号の11の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の写し

2　条例第17条第45号の12の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の基準に適合しているものに限る。）。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第18条第1項の認定書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し

(5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(6) BELSに基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第196号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、令和4年名古屋市告示第567号は廃止します。

令和6年4月1日

名古屋市長　河　村　たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1　一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住宅部分」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅（非住宅部分を含むものに限る。）における住宅部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
2　一戸建の住宅以外の建築物のうち住宅部分を含まない建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における非住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判

	定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3　1及び2以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 197号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和 6年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局道路部道路維持課

別表第 1　道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	37,830
	〃	40,160
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	23,630
	〃	23,400
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	16,800
	〃	16,590
アスファルトコンクリート舗装（C－ 2）	〃	14,150
	〃	13,760
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	6,750
	〃	6,750
アスファルトコンクリート舗装（E）	〃	12,730
	〃	12,400
アスファルトコンクリート舗装（F）	〃	12,530
	〃	12,220
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	26,400
	〃	26,180
セメントコンクリート舗装	〃	49,440
	〃	50,900

（注）同一工種について、 2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	47,450
	〃	40,160
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	35,140
	〃	23,400
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	28,520
	〃	16,590
アスファルトコンクリート舗装（C－ 2）	〃	24,270
	〃	13,760
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	13,360
	〃	6,750
アスファルトコンクリート舗装（E）	〃	22,840
	〃	12,400
アスファルトコンクリート舗装（F）	〃	22,690
	〃	12,220
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	38,080
	〃	26,180
セメントコンクリート舗装	〃	58,400
	〃	50,900
準歩道舗装	〃	25,230
	〃	21,660
歩道補強舗装（A）	〃	34,330
	〃	29,060
歩道補強舗装（B）	〃	15,250
	〃	9,220
歩道平板舗装	〃	33,250
	〃	13,190
歩道ブロック舗装（A）（ＩＬＢ）	〃	25,740
	〃	13,260
歩道ブロック舗装（B）（透水性ＩＬＢ）	〃	30,250
	〃	13,480
歩道ブロック舗装（C）（ＩＬＢ）	〃	24,720
	〃	13,260
歩道ブロック舗装（D）（透水性ＩＬＢ）	〃	29,130
	〃	13,480
歩道セメントコンクリート舗装	〃	20,000
	〃	14,820
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	11,120
	〃	6,410
歩道アスファルトコンクリート舗装（透水性）	〃	15,780
	〃	6,960
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,250
	〃	5,740

（注）同一工種について、 2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(3) 附帯構造物復旧工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
路幅境界	1メートル当たり	26,760
歩車道境界（A）	〃	27,770
歩車道境界（B）	〃	26,790
街渠（A）	〃	44,000
街渠（B）	〃	41,430
L形側溝	〃	37,210
U形側溝（A）	〃	50,810
U形側溝（B）	〃	69,580
街渠ます（車道用）（A）	1　個　当　た　り	145,810
街渠ます（歩道用）（B）	〃	139,080
側溝ます	〃	162,310
街路樹根囲い	1　組　当　た　り	93,690
区域標設置（A）	1　点　当　た　り	22,790
区域標設置（B）	〃	33,650
道路中心線（破線）（A）	1メートル当たり	1,320
道路中心線（実線）（B）	〃	1,260

(4) 特殊工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
コンクリートカッター切断（A） （コンクリート系）	1メートル当たり	9,250
コンクリートカッター切断（B） （アスファルト系）	〃	4,330

（注）表(1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2　路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
舗　　装　　道	1平方メートル当たり	950
砂　　利　　道	〃	130
電　　柱　　類	1　本　当　た　り	1,350

(2) 附帯構造物復旧工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
区　域　標　設　置	1　点　当　た　り	1,050

（注）表(1)(2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第198号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和6年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和6年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 199号

令和 6年度包括外部監査契約の締結について

令和 6年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 6項の規定に基づき告示します。

令和 6年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2　契約の期間

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

3　契約の金額

10,993,400円を上限とする額

4　費用の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算定した執務費用の額を合算した金額に消費税及び地方消費税を加えた額

5　費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6　契約の相手方

(1) 氏名

新開　章

(2) 住所

愛知県瀬戸市品野町 3丁目88番地

(3) 資格

税理士

名古屋市監査事務局監査管理課

名古屋市告示第 200号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第46条第 1項及び第53条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 4月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
えいと株式会社	訪問看護ステーション　こころ	名古屋市北区矢田町 1丁目 3番地の 3	令和 6年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人彩心会	あつたしろとり訪問看護ステーション	名古屋市熱田区神戸町 201番地	令和 6年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社やすらぎ	訪問看護ステーションやすらぎ瀬古	名古屋市守山区瀬古三丁目 830番地	令和 6年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社ｂｒａｖｉｓｔ	訪問看護ステーションらくのたね	名古屋市緑区鳴海町字宿地29番地の 2	令和 6年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ボヌール	ギフトケアサポート	名古屋市名東区一社四丁目 223	令和 6年 3月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具

		番地		貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぬくもあ	ぬくケアちくさ訪問介護	名古屋市千種区今池三丁目13番10号	令和 6年 3月 1日	訪問介護
ＮＰＯ法人アヴェニール	アヴェニールサポート	名古屋市北区山田四丁目12番34号	令和 6年 3月 1日	訪問介護
株式会社ケア21	ケア21味鋺	名古屋市北区東味鋺二丁目 123番地の 1	令和 6年 3月 1日	訪問介護
株式会社栖のき	ケアステーションスカラ	名古屋市守山区下志段味二丁目1305番地	令和 6年 3月 1日	訪問介護
株式会社ｍｅｉ－ｍｅｉ	メリィケア有松	名古屋市緑区有松三丁山 609番地	令和 6年 3月 1日	訪問介護
株式会社ｍｅｉ－ｍｅｉ	メリィナース有松	名古屋市緑区有松三丁山 609番地	令和 6年 3月 1日	訪問看護

3　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類

			日	
有限会社ないろファミリー	デイサービス　プリエ千種	名古屋市千種区神田町30番 9号	令和 6年 3月 1日	地域密着型通所介護

4　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社アロマニエール	アミュレット　ケアプランセンター	名古屋市緑区鳴海町字清水寺85番地の 3	令和 6年 3月 1日	居宅介護支援
株式会社ボヌール	ギフトケアプラン	名古屋市名東区一社四丁目 223番地	令和 6年 3月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 201号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 4月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社八神製作所	ヤガミホームヘルスセンター鳴海	名古屋市緑区諸の木三丁目1201番地	令和 6年 1月25日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人財団善常会	訪問看護ステーションたんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 1月29日	訪問看護 介護予防訪問看護

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社イカ	ケアプラザゆ	名古屋市港区泰	令和 6年	訪問介護

イ	みや	明町 1丁目 3番地	1月25日	
ｗｉｔｈ株式会社	うぃず訪問介護ステーション	名古屋市守山区桔梗平一丁目2013番地	令和 6年 1月29日	訪問介護
プジューペル合同会社	アヴェニールサポート	名古屋市北区山田四丁目12番34号	令和 6年 1月31日	訪問介護

3　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ハウス 108	ブリッジライフ千種公園	名古屋市千種区神田町30番 9号	令和 6年 1月29日	地域密着型通所介護
合資会社フクザワコーポレーション	デイサービス　リハビリの家　ふくざわ	名古屋市昭和区長池町 5丁目16番地の 7	令和 6年 1月29日	地域密着型通所介護

4　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
医療法人財団善常会	居宅介護支援事業所たんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 1月29日	居宅介護支援
有限会社エッチシィーテクノ	エッチシィーテクノ居宅介護支援事業所	名古屋市守山区大字上志段味字茂中 635番地	令和 6年 1月29日	居宅介護支援
株式会社エナ	ケアプランセ	名古屋市西区新	令和 6年	居宅介護支援

ジィー	ンター　あおば	道一丁目 5番 5号	1月31日	
株式会社友生	ケアプランふじ	名古屋市緑区大高町字粕森谷 8番地の 2	令和 6年 1月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市教育委員会告示第10号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 6年 4月 1日から施行します。

令和 6年 4月 1日

名古屋市教育委員会教育長　　坪　田　知　広

個人演説会等公営施設設備及び費用額　千種区から天白区の表中拡声機使用料の欄を削り、

個人演説会等公営施設設備及び費用額　天白区の表中

「

名古屋市立 高坂小学校	体育館	609	椅子　500脚 500人	(有)無	(有)無	(有)無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

を

「

名古屋市立 たかしま小学校	体育館	609	椅子　500脚 500人	(有)無	(有)無	(有)無	1,500	1,500	2,250	2,025	2,025	2,775	

」

に改め

「

名古屋市立 大坪小学校	体育館	540	椅子　500脚 500人	(有)無	(有)無	(有)無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 しまだ小学校	体育館	602	椅子　500脚 500人	(有)無	(有)無	(有)無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

を

「

名古屋市立 大坪小学校	体育館	540	椅子　500脚 500人	(有)無	(有)無	(有)無	1,500	1,500	2,250	2,025	2,025	2,775	

」

に改め、

「

名古屋市立 高坂小学校	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ	64	椅子　25脚 25人	有(無)	有(無)	有(無)	1,200	1,200	1,800	－	1,200	1,200	1,800

」

を

「

名古屋市立 たかしま小学校	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ	64	椅子　25脚 25人	有(無)	有(無)	有(無)	1,200	1,200	1,800	1,200	1,200	1,800	

」

に改め、

「

名古屋市立 大坪小学校	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ	90	椅子　45脚 45人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	－	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 しまだ小学校	特別活動室	90	椅子　50脚 50人	有(無)	有(無)	有(無)	1,200	1,200	1,800	－	1,200	1,200	1,800

」

を

「

名古屋市立 大坪小学校	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ	90	椅子　45脚 45人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	1,200	1,200	1,800	

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

名古屋市上下水道局告示第７号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和６年４月30日までの２週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和６年４月３日

名古屋市上下水道局長　　横　　地　　玉　　和

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和６年５月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	字・丁目	摘　要	
守山区	大森一丁目		一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター

３　供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	守山区

排水施設の位置図

守山区（分流式）

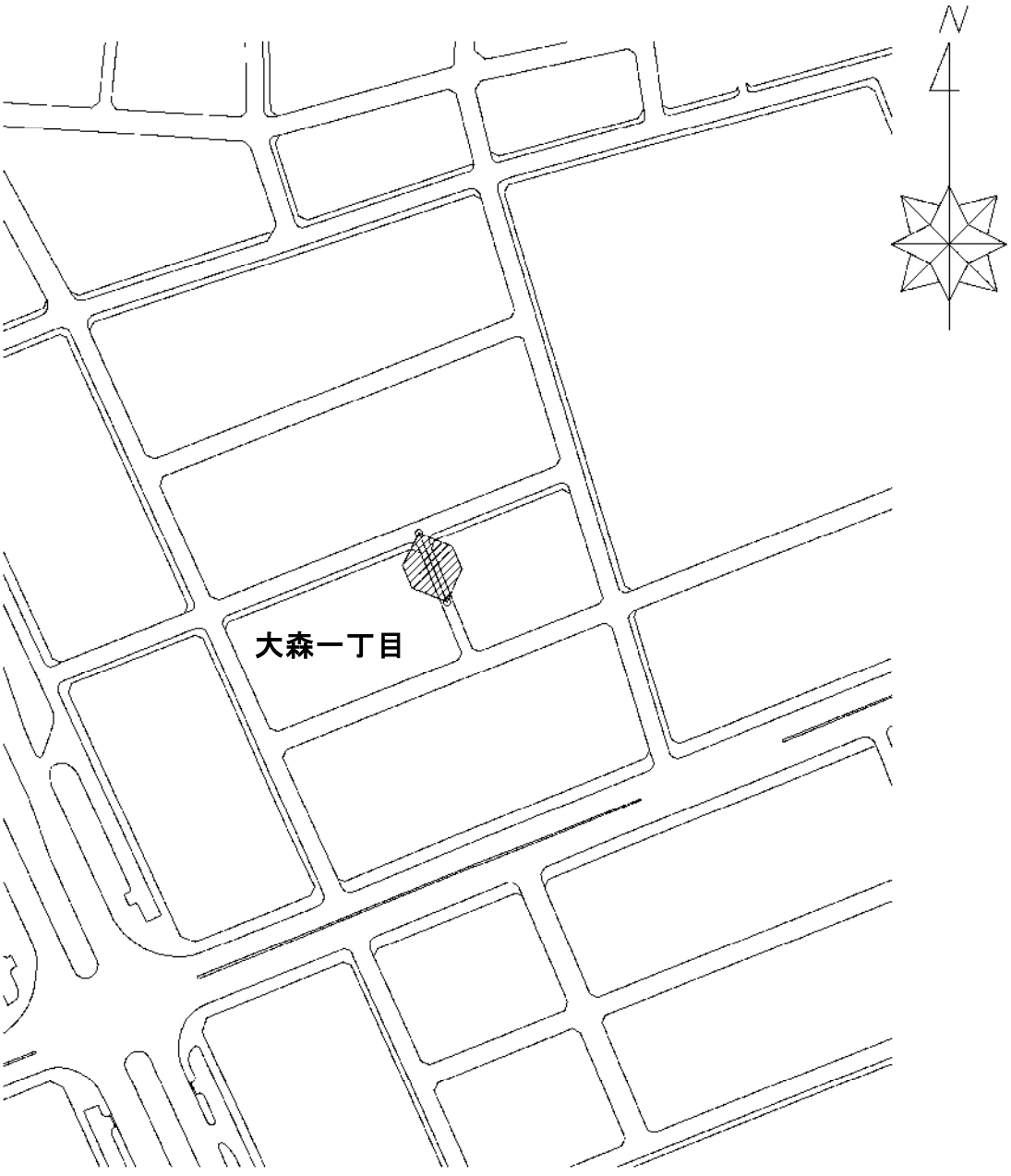

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道